

高齢者にやさしい地域づくり推進協定

問い合わせ 高齢介護課 (TEL 893・6400)



【締結の内容】 日常的に高齢者と関わりのある宅配事業者などの民間事業者が、通常業務において高齢者の異変に気付いた場合に、市や関係機関などに連絡をしてもうごきで、安否確認や見守りが必要な高齢者を早期に発見し、地域での見守りにつなげていきます。

協定の締結

8月1日付けで、市と民間事業者で「交野市高齢者にやさしい地域づくり推進協定」の締結を行いました。

この協定は、市における急速な高齢化の進展や、一人暮らし高齢者世帯および認知症高齢者の増加などを見据えて、民間事業者の協力を得ながら、高齢者の孤立死や消費者被害の防止など、地域における高齢者の見守りなどの推進を図るものです。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができ、地域づくりを実現すること

計画策定支援業務の委託事業者を募集

問い合わせ 高齢介護課 (TEL 893・6400)

市は、「交野市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画(30〜32年度)」を策定するにあたり、高齢者の生活状況と介護サービスなどに関する意識調査分析などの調査集計・解析業務などを委託する事業者を募集します。

また、選定はプロポーザル(事業提案)方式で行います。
件名 「交野市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画策定支援業務委託」
委託期間 契約締結日から平成30年3月30日まで
条件

- 次のすべての条件を満たす事業者
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当していない
- ② 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てをされていない
- ③ 民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てをされていない
- ④ 他の自治体から指名停止処分を受けていない
- ⑤ 租税を完納している
- ⑥ 他の自治体において、過去に本業務と同種の業務を請け負った実績がある
- ⑦ 暴力団排除条例に該当しない

大阪880万人訓練

エリアメール・緊急速報メール 9月5日(月)実施

「大阪880万人訓練」は、府から府内全域と市から市内全域を対象に、エリアメール・緊急速報メールを発信します。防災・減災を考え、一人ひとりが身を守る行動をとるための訓練です。
実施時間 ①大阪府=午前11時3分ごろ(大津波警報)②交野市=午前11時15分ごろ(火災拡大通報)
問い合わせ ①府民お問合せセンター (TEL 06・6910・8001)②地域安心課 (TEL 892・0121)
※携帯電話の対応機種については、各携帯電話会社にお問い合わせください。
※マナーモードでも着信音が鳴りますので、ご注意ください。

29年度市立幼稚園1号認定の園児募集

問い合わせ 子育て園課 (TEL 893・6407)

1号認定(幼稚園部分)		募集定員		
幼稚園名		3歳児	4歳児	5歳児
あまだのみや幼稚園	私市1-29-1 TEL 892・1351	5人	20人	10人程度
あさひ幼稚園	星田5-2-12 TEL 892・0206	15人	20人	10人程度
くらやま幼稚園	幾野3-18-1 TEL 892・8433	13人	20人	15人程度

※29年度から園区を廃止します。

29年度市立幼稚園の1号認定(幼稚園部分)の園児を募集します。
◆応募資格
① 申込日現在、幼児と保護者の住民登録が市内にあり、かつ居住している人
② 次の年齢に該当する幼児の保護者
▽3歳児 25年4月2日〜26年4月1日生まれ
▽4歳児 24年4月2日〜25年4月1日生まれ
▽5歳児 23年4月2日〜24年4月1日生まれ
◆定員 下表のとおり
※定員を超えた場合は、公開

抽選をします。抽選の結果、入園できなかった人については、他の市立幼稚園(1号認定)に空きがあれば入園希望の受け付けをします。再度、定員を超えれば抽選となります。
◆申込書の配布 10月3日(月)〜14日(金)
▽各幼稚園 午前9時〜午後5時(土曜日は正午まで、日曜日・祝日は休園)
▽子育て園課 11月〜金曜日 午前9時〜午後5時30分(祝日を除く)



◆費用
① 保育料は、保護者の所得(市民税額)に応じて決定します
② 教材費・給食費・遠足代・実費徴収となります
◆始業・終業時間
▽月〜金曜日 午前9時〜午後2時
※3・4歳児は、5月の連休明けまでは午前9時〜11時40分までとなります。

第2回〈全4回〉こころの病



「こころの病」は、決して特別な病気ではありません。21世紀は「こころの時代」といわれるように、精神科や心療内科などの医療機関の役割も、大きく変わってきています。そして、保健所や市役所、地域の支援機関・企業などと連携して、その人らしい暮らしを応援しています。

医療機関でサポートを

多くの医療機関では、精神疾患のある人が住み慣れた地域で生活しやすいように、医師以外にもリハビリテーションや相談の専門家(看護師・薬剤師・作業療法士・臨床心理士など)を配置しています。こころの病は目に見えないので、誰にとっても分かりづらく、すぐに受け入れられないこともありますが、気軽に

◆問い合わせ 障がい福祉課 (TEL 893・6400)

